

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループのコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、「経営の意思決定プロセスの適切なディスクロージャー(情報開示)及びアカウンタビリティ(説明責任)の強化、コンプライアンス(遵法)の徹底、株主等ステイクホルダーを意識した経営システムの構築を図ること」であります。

またコンプライアンスについても、企業の持続的な発展には欠かすことのできないものと認識しており、コーポレート・ガバナンスの更なる充実を図るため、迅速な意思決定と効率的な業務運営を行うと共に、適性かつ適時の経営情報の開示を徹底すべく、組織及び制度を整備し、その確立に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しておりますので、本欄に記載すべき事項はありません。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
宇野 康秀	63,400,502	30.60
株式会社光通信	37,409,460	18.05
ジーエス・ティーケー・ホールディングス・ツー合同会社	24,509,810	11.83
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	5,278,800	2.54
株式会社インフォサービス	4,146,300	2.00
USEN従業員持株会	2,599,210	1.25
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,535,900	1.22
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	1,799,040	0.85
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505044	1,173,508	0.56
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	1,155,200	0.55

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明 更新

上記のほか、当社保有株式1,101,936株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合0.53%)があります。
大株主の状況は、平成28年8月31日現在の発行済株式総数に対する所有株式数の割合に関する状況です。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 JASDAQ

決算期

8 月

業種

情報・通信業

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
森 浩志	弁護士											
伊串 久美子	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
森 浩志		・西村あさひ法律事務所 パートナー ・三菱UFJ証券ホールディングス株式会社 社外取締役 ・カゴメ株式会社 社外取締役	金融機関出身であり、金融に関する知見を有すること、及び弁護士として培われた法律知識を当社の経営体制に活かしていただくことを期待するため。 また、同氏は、業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと認識しております。
伊串 久美子		・株式会社アマガサ 取締役	経営者としての経験と事業戦略の策定、新規事業、海外進出に関する専門的見識を有し、当社事業の拡大に活かしていただくことを期待するため。 また、同氏は、業務執行を行う経営陣からの

			独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと認識しております。
--	--	--	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人と必要の都度相互の情報交換を行い、連携を取りながら監査の実効性の向上を目指しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
小野 講	他の会社の出身者													
北村 行夫	弁護士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小野 講		――	他社における取締役及び監査役としての豊富な経験と知識を当社の経営全般の監査に生かしていただけると判断したため。 また、同氏は、業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと認識しております。

北村 行夫	○	・虎ノ門総合法律事務所 所長 ・株式会社トーテック 社外取締役	弁護士としての高い見識と豊富な経験を当社の監査体制に生かしていただけると判断したため。 また、取締役会においても的確なご指摘や忌憚の無いご発言をいただいていることから、合理的な経営判断及び経営の透明性、健全性の確保に貢献いただけるものと確信し「独立役員」に指名いたしました。 なお、同氏は業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、当社グループとの間に利害関係がなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとして取引所が提示した事項に全て該当しておりません。
-------	---	--	---

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
該当項目に関する補足説明	
平成20年8月までストックオプションを付与しておりましたが、平成21年以降は付与しておりません。	
ストックオプションの付与対象者	
該当項目に関する補足説明	

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明	
報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社における社外取締役及び社外監査役のサポートは、経営企画室が担当し、取締役会の開催通知、出欠の確認、議事録の回覧、捺印を始め、取締役会における決議・報告議案の事前送付を行い、必要に応じて個別に議案説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

■業務執行、監査・監督の状況

取締役会は、社外取締役2名を含む計6名の取締役で構成され、月1回開催される定時取締役会及び必要に応じて開催する臨時取締役会において、会社法に定められた事項、当社の経営に関する重要事項についての意思決定が行われるとともに、定時取締役会においては、前月度における全社月次業績報告、四半期に1回、各四半期の事業の執行状況及び内部監査の実施状況等のコーポレート・ガバナンスの状況報告が行われ、経営の監督が行われています。

社外取締役には、取締役会において経営陣がよりの確な意思決定を行うために、弁護士として培われた法律知識、経営者としての経験、更に従来の経営手法に捉われない新たな視点等によって、経営陣の監督を行っていただくことが重要な役割・機能であると考えております。

監査役会は、監査役1名及び社外監査役2名で構成され、原則毎月1回開催し、監査の方針、計画、方法その他監査に関する重要な事項についての意思決定を行うほか、各監査役から監査実施状況の報告を随時受けております。

社外監査役には、企業経営及び法曹の分野から経験豊富な人材を選任しており、会計監査人および後述する内部監査部門等と緊密に連携することにより、監査役機能の充実に努め、公正・中立な監査を実施しております。

また、内部監査室は、監査役や会計監査人と連携し、年度の内部監査計画により各部門へのヒアリング、実地調査を行い、内部統制、コンプライアンス等の実効性の向上に努めております。

取締役及び監査役の報酬については、株主総会の決議により、取締役全員及び監査役全員のそれぞれの報酬総額の最高限度額が決定されており、各取締役の報酬額については、取締役会の授権を受けた代表取締役が当社の定める一定の基準に基づき決定しております。

■会計監査の状況

当社は金融商品取引法に基づく会計監査契約を三優監査法人与締結しております。当期において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成は次のとおりです。

業務を執行した公認会計士の氏名

代表社員 業務執行社員 杉田 純氏
代表社員 業務執行社員 増田 涼恵氏
業務執行社員 森田 聡氏

監査業務等に係る補助者の構成

公認会計士13名、その他7名

(注)その他は、公認会計士試験合格者、システム監査担当者であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状のコーポレート・ガバナンス体制における社外取締役による経営の監視、複数の社外監査役による監査、並びに内部監査部門との連携等の実施により、特定のステークホルダーや業務執行役員の利害に偏重することなく、中立的かつステークホルダー全体の利益に資する等、適正な監査・監督機能が十分に確保され得ると判断しております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知は、早期発送に努めております。 また、株主総会招集通知の発送に先駆けて、当社IRサイト(http://www.usen.com/ir/)の「株主・投資家情報」にて開示を行っております。
その他	株主総会では、スライドを用いて事業報告や今後の事業戦略等をわかり易く説明いたしております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社IRサイト(http://www.usen.com/ir/)の「株主・投資家情報」にて、財務データ、セグメント情報をはじめ、決算短信、決算補足資料、四半期報告書、有価証券報告書、株主総会の招集通知、事業報告書等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室内にIR部署(担当者)を設置しております。	
その他	アナリスト・機関投資家の要望により個別にミーティングを行っております。 四半期毎に決算補足資料(英語版)を作成し、「TDnet Company Announcement Service」を通じて海外投資家に情報を提供しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	■被災地支援活動 1. USEN音楽放送の無償提供 2011年3月11日に発生しました東日本大震災について、復興に向けてより一層の地域住民のコミュニケーションの活発化のお手伝いとして、様々なコミュニケーション施設へのUSEN音楽放送の無償提供を行っております。 2. こころ音プロジェクト JASRAC(日本音楽著作権協会)の会員・信託者である作詞者・作曲者・音楽出版社が指定した作品の著作物使用料を、東日本大震災復興支援役立てる取組み「こころ音プロジェクト」の参加楽曲を放送する番組を通じて被災地支援を行っております。 ■食・健康支援活動 1. TABLE FOR TWO ヒトサラでお店を予約すると1予約あたり10円が寄付されます。20円でヒトサラ(一皿)の給食がアフリカやアジアの子どもたちに届けられます。 ■社会福祉活動 1. 視覚障がい者向け特別提供 2004年4月より、視覚に障がいのある方に向けた日本で唯一の専用ラジオ番組「JBS日本福祉放送」や、点字による番組表のご案内、月額利用料の特別提供等、音楽放送を通じて社会福祉活動を行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	会社法、金融商品取引法、各種法令及び株式会社東京証券取引所が定める規則等を遵守し、株主・投資家をはじめとする全てのステークホルダーに対して適時・正確・公平な情報開示に努めております。
その他	当社では、採用や昇格等のあらゆるステージにおいて、性別に区分なく、成果に応じた評価を行っております。 当社では、女性の積極的な活用を推進しており、現在、女性取締役1名が就任しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」を次のとおり決議いたしております。

■内部統制システムの整備の状況

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、企業理念を制定し、法令遵守及び社会倫理の遵守を企業活動の原点とすることを徹底しております。

当社は、「内部通報規程」を制定し、法令違反等の疑義がある行為等について当社の役職員が外部専門家に直接通報できることを保障する「USENコンプライアンス窓口」を設置しております。

万一法令違反等の疑義がある事態が発生した場合には、コンプライアンス担当役員に報告される体制を構築しており、法令違反等の疑義がある事態の報告を受けたコンプライアンス担当役員は、その内容を調査し、再発防止策等を担当部門と協議のうえ決定し、その結果を取締役会及び監査役会に報告します。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「文書管理規程」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下「文書等」といいます。）に記録し、保存します。取締役及び監査役は、「文書管理規程」により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとします。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の役職員が共有する企業理念に基づいて、a)短期及び中長期的な事業計画を策定し、b)各業務担当取締役が各業務部門の実施すべき具体的な目標及び権限分配を含めた効率的な事業計画達成の方法を定め、c)ITを活用したシステムによりその結果を迅速にデータ化し、d)取締役会が定期的に効率化を阻害する要因を排除・低減するなど見直しを行うとともに適正な人事評価をすることで、事業計画達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現する体制を構築します。

■リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理を体系的に定める「リスクマネジメント基本規程」を制定し、各業務担当取締役がリスクを管理する権限及び責任を有するものとし、リスク管理体制を確立するとともに、社長直轄の監査室が各業務部門のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に取締役会に報告します。取締役会は、リスク管理体制を定期的に見直し、問題点の把握と改善に努めるものとします。また、当社は、経営あるいは事業活動に重大な影響を与える又は与える可能性に直面し、緊急事態に至った場合に備え、「危機管理規則」を制定し、緊急対応が的確に行なえるよう体制を整えております。

■当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1. 当社及び当社グループ各社の社長は、各社の業務執行の適正を確保する内部統制の構築及び運用の権限並びに責任を有するものとします。

2. 当社の監査室は、重要性に鑑み当社グループ各社の内部監査を実施するものとします。また、内部統制の構築及び運用に関する検証、並びに情報の共有化等を行うものとします。

3. 当社は、当社に当社グループ各社全体の内部統制を所管する担当部署を設置して、当社グループ各社における内部統制の構築及び運用の高度化を目指すものとします。

4. また、当社グループ各社の監査役は、当社グループ各社の業務執行の適正を確保する内部統制の構築及び運用の状況を監査し、当社の監査役に、情報を共有化するものとします。

5. 上記の体制は当社グループを網羅する「グループ会社管理規程」「内部通報規程」「内部監査規程」等の諸規程に基づき、組織的に実施されるものであります。

■監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

1. 監査役の職務を補助すべき使用人を置くこと、及び置く場合の員数については、監査役会の意見を聴取し、関係各方面の意見を十分に考慮して、取締役会が決定するものとします。

2. 取締役会は、補助使用人の人事異動（異動先を含みます。）、及び人事評価並びに懲戒処分等を行うときは、監査役会の意見を聴取し、その意見を十分に考慮して実施するものとします。

3. 監査役より監査業務に係る指揮命令を受けた補助使用人は、その指揮命令に関して、取締役以下補助使用人の属する組織の上長等の指揮命令を受けないものとします。

■当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

1. 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、会計参与及び監査役（以下「子会社の役員」といいます。）及び使用人は、当社の監査役又は監査役会に対して、重大な法令違反等、及び会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項等の法定の事項に加え、USENコンプライアンス窓口による通報状況とその内容、及び内部監査の実施状況、並びに当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項等を速やかに報告します。当社は、当該報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由とした不利益取扱いを行わないものとします。

2. 「内部通報規程」「グループ会社管理規程」等に基づく体制により、子会社の役員及び使用人等から重大な法令違反等、及び会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項等の報告を受けた者は、当社の監査役又は監査役会に対し速やかに報告するものとします。

3. 当社及び子会社の役員及び使用人等を対象とした「内部通報規程」に従い、通報者に不利益が生じる取扱いを禁じるとともに、通報者の職場環境が悪化することのないよう適切な措置を執るものとします。

■その他監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制

1. 取締役会は、監査役が重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を効率的かつ効果的に把握できるようにするため、監査役がいつでも取締役及び重要な各使用人から事業の報告を求め、又は業務及び財産の状況を調査することができる体制を構築するとともに、代表取締役、監査室、監査法人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催する機会を保障します。

2. 当社は、監査役の監査費用について、あらかじめ予算化されている費用に加え、緊急又は臨時の費用についても会社の費用として、これを認めるものとします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

■反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、USENグループ行動規範において、当社グループの全ての役員・従業員が遵守すべき基本的な規範として、「市民社会の秩序や安全

に脅威を与える反社会勢力および団体とは一切関係をもたないようにする。」ことを定め、全ての役員・従業員は、この行動規範を遵守することを宣言し、実行することを基本方針としています。

■反社会的勢力排除に向けた整備状況

反社会的勢力排除に向けた整備状況は以下のとおりです。

- ・当社は、当社グループの全ての役員・従業員に対し、入社時にUSENグループ行動規範を遵守することの確約を書面にて行っています。
- ・コーポレート統括部を対応総括部署とし、反社会的勢力に関する情報を一元的に管理・蓄積し、必要に応じてコンプライアンスを所管する法務部と協議して対応し、万一、反社会的勢力から不当要求等、直接、間接を問わず不当な介入を受けた場合には、警察等の関係行政機関、顧問弁護士と連携し、適切な対応がとれる体制を構築しております。
- ・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力および団体の排除に向け、本社としては、警視庁、弁護士会、企業が連携して組織する特防協（社団法人 警視庁管内特殊暴力防止対策連合会）に加入し、定期的な会報やセミナー等により、反社会的勢力の動向の情報収集に努めるとともに、当該社団法人を有事の際の相談窓口として設定しております。尚、他道府県における当社各業務拠点もそれぞれにおいて各道府県の警察行政機関との連携・連絡体制を構築しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社は執行役員制度を導入しており、業務執行体制の強化を目的として2016年11月29日付で新たに執行役員3名を選任いたしました。